明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部を改正する件（国土交通一〇五五）　二
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第一号等の規定に基づき国土交通大臣が定める要件（同一〇五六）　五
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第二号等の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件（同一〇五七）　五
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第四号の規定に基づき登録資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件（同一〇五八）　六
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第二十二条第二号等の規定に基づき国土交通大臣が定める事項を定める件（同一〇五九）　六
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき国土交通大臣が定める額を定める件（同一〇六〇）　六
○地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準の一部を改正する件（同一〇六一）　六
○建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（同一〇六二）　七
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件（同一〇六三）　七
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める書類を定める件（同一〇六四）　七
○建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条に規定する耐震改修支援センターの指定の基準に関する詳細を定める件の一部を改正する件（同一〇六五）　七
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第二条第一項第一号の規定に基づき国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件（同一〇六六）　八

〔公　告〕

裁判所
諸事項
破産、免責関係　八

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十四事業年度財務諸表（独立行政法人国立健康・栄養研究所・独立行政法人医薬品医療機器総合機構・独立行政法人国立がん研究センター・独立行政法人国立循環器病研究センター・独立行政法人国立精神・神経医療研究センター・独立行政法人国立国際医療研究センター・独立行政法人国立成育医療研究センター・独立行政法人国立長寿医療研究センター）、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、特定計量器型式承認、住宅型式性能認定関係　三六

会社その他
会社決算公告　三七